

管内設計労務単価(基準額)の運用について

表記について、令和4年3月から適用する石工、ブロック工、大工、板金工、建具工、建築ブロック工の運用について以下のとおり定めます。

所定労働時間内8時間当たりの単価（円）

都道府県名	石工	ブロック工	大工	板金工	建具工	建築ブロック工
福井県	30,800	[25,700]	[22,400]	[23,500]	[22,300]	24,100
滋賀県	31,600	[25,400]	[23,400]	[23,500]	22,300	25,100
京都府	32,400	25,800	[23,100]	23,400	22,300	26,300
大阪府	31,400	25,500	22,800	23,400	22,300	26,200
兵庫県	32,900	[25,300]	[23,000]	[21,900]	22,300	25,700
奈良県	32,400	25,800	[23,400]	23,400	22,300	25,600
和歌山県	32,400	25,800	[23,100]	23,400	22,300	25,100

※「〔 〕」については国土交通本省HPにて設定済み。詳細は下記URLにて確認下さい。

https://www.mlit.go.jp/report/press/tochi_fudousan_kensetsugyo14_hh_000001_00077.html

※三重県・岐阜県の運用単価については、中部地方整備局HPにて確認下さい。